

(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和6年度 決 算 額	都市計画税 充 当 額	事業費に対する 充 当 率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,743,754			3,758,793
都市計画事業 (歳出)	6,007,094	3,743,754	62.3%	3,758,793
8款 土木費	5,235,084	3,011,954	57.5%	2,992,277
5項 都市計画費	2,666,064	1,065,498	40.0%	1,009,697
2目 まちづくり計画事業費	385,326	176,539	45.8%	82,911
3目 街路事業費	772,796	137,466	17.8%	177,576
4目 市街地整備費	1,507,942	751,493	49.8%	749,210
6項 公園費	776,945	247,722	31.9%	224,601
1目 公園整備費	776,945	247,722	31.9%	224,601
7項 下水道費	1,792,075	1,698,734	94.8%	1,757,979
1目 下水道事業費	1,792,075	1,698,734	94.8%	1,757,979
12款 公債費 (都市計画事業分)	772,010	731,800	94.8%	766,516

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。